平成２１年（フ）第５００号
岐阜県本巣郡北方町高屋56番地の１
債務者　小嶋　弘毅
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
岐阜市光町２丁目37番地５レオパレス21忠節第３―102号室
債務者　小倉真由美
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２号
岐阜県下呂市湯之島169番地８
債務者　安江　久美
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
愛知県大府市長草町上田ノ松75番地の12、申立時の住所愛知県大府市北山町１丁目61番地の１　Ｃｏｍｆｏｒｔ北山102号
債務者　宮下　正人
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３８号
愛知県北名古屋市熊之庄小烏17番地１　フローラＡ―102
債務者　中澤真由美
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５号
三重県鈴鹿市末広南３丁目８番28号
債務者　江口　良子
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９９号
三重県津市藤方1816番地47
債務者　前田　　彩
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１３号
三重県鈴鹿市岸岡町1641番地の39
債務者　鉢窪　宏治
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市白国１丁目９番６－３号
債務者　濱田　克佳
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３８号
鳥取県西伯郡伯耆町溝口170番地６
債務者　苅田　　順
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５８号
鳥取県米子市上後藤４丁目８番24号　203号
債務者　林　　玲央
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９１２号
広島市佐伯区楽々園４丁目１番12―505号
債務者　岩下由美子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００７号
広島市西区竜王町12番１―206号
債務者　鈴村百合子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５５号
広島市西区三篠町２丁目10番８―205号
債務者　竹中由香里
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６６号
広島市安佐北区口田南３丁目４番12号
債務者　谷本　弘人
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６７号
広島市安佐北区口田南３丁目４番12号
債務者　谷本千絵子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７５号
広島県廿日市市四季が丘６丁目７番地10
債務者　竹下　惠子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１３号
広島市安佐南区八木１丁目11番４－２―201号
債務者　三宅　康一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部